

平成八年（ワ）第一〇号

原告 外川 正

被告 社会保険診療報酬支払基金

平成一〇年二月六日

右被告指定代理人

伊藤 繁 小野新司 高橋一史 菅原 学 小笠原 修

右被告訴訟代理人

鈴木 實

盛岡地方裁判所第二民事部 御中

証拠説明書

乙第二〇号証

日本歯科医師会雑誌 1995 VOL47 No.11（抜粋）〔日本歯科医師会〕

本証は、日本歯科医師会の定期刊行物であり、「今日の歯周病治療」が特集として掲載されている文献である。

本証により、歯周病の診査・診断、治療計画の立て方の重要性について立証する。

乙第二一号証

歯科点数表の解釈 平成六年四月版 〔社会保険研究所〕

本証は、社会保険研究所が健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（算定告示）の別表二に規定されている歯科診療報酬点数表並びに同点数表の実施上の留意事項を定めた関連通知などを取りまとめた文献である。

本証により、歯科診療報酬点数表及び関連通知（保険発通知）の内容を立証する。

乙第二二号証の一

診療報酬明細書の説明書 ～患者 A子～ 〔會田則夫〕

本証は、原告から被告に提出された患者A子の当該月の診療報酬明細書に、岩手県保健福祉部保険課指導医療官の會田則夫氏が説明を付記した書面である。

本証により、患者A子の診療報酬明細書の記載内容を立証する。

乙第二二号証の二

診療報酬明細書の説明書 ～患者 B子～ 〔會田則夫〕

本証は、原告から被告に提出された患者B子の当該月の診療報酬明細書に、岩手県保健福祉部保険課指導医療官の會田則夫氏が説明を付記した書面である。

本証により、患者B子の診療報酬明細書の記載内容を立証する。

乙第二二号証の三

診療報酬明細書の説明書 ～患者 C子～ 〔會田則夫〕

本証は、原告から被告に提出された患者C子の当該月の診療報酬明細書に、岩手県保健福祉部保険課指導医療官の會日則夫氏が説明を付記した書面である。

本証により、患者C子の診療報酬明細書の記載内容を立証する。